

パブリック・コメント手続（意見募集）

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める
条例等の一部改正について

意見募集期間

令和8年（2026年）

5月12日（火）～6月2日（火）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課

電話046-822-8224（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

令和7年4月に、国の基準の改正に合わせて、保育所等の3歳児の保育士等の配置基準を園児おおむね「18人につき1人以上」から「15人につき1人以上」とする条例改正を行った際、保育士不足等の影響を考慮し、「当分の間、従前の例によることができる」こととする経過措置を設けました。

令和8年4月に国の基準が改正され、「当分の間」とされていた経過措置の期間が、「令和9年度末まで」となったことに合わせて、条例の改正を予定しています。

つきましては、次の改正内容について市民の皆様のご意見等を募集いたします。

《改正する条例》

- (1) 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 認定こども園の要件を定める条例

【目次】

◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について…	2
◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	2
◆ 認定こども園の要件を定める条例の一部改正について	3
◆ 条例の施行日	3
◆ 意見の提出方法	4

◆児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

2 改正の内容

国の基準の改正により、3歳児の職員の配置基準の経過措置の期間が「当面の間」から「令和9年度末」となったことに伴い、条例もこれに合わせます。

	令和7年の条例改正	今回の条例改正
基準	<u>3歳児</u> の職員配置 18:1 → <u>15:1</u>	
経過措置	保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、 <u>当分の間</u> 、なお従前の例による	保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、 <u>令和9年度末までの間</u> 、なお従前の例による

◆幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の内容

国の基準の改正により、3歳児の職員の配置基準の経過措置の期間が「当面の間」から「令和9年度末」となったことに伴い、条例もこれに合わせます。

	令和7年の条例改正	今回の条例改正
基準	<u>3歳児</u> の職員配置 18:1 → <u>15:1</u>	
経過措置	教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、 <u>当分の間</u> 、なお従前の例による	教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、 <u>令和9年度末までの間</u> 、なお従前の例による

◆認定こども園の要件を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例

2 改正の内容

国の基準の改正により、3歳児の職員の配置基準の経過措置の期間が「当面の間」から「令和9年度末」となったことに伴い、条例もこれに合わせて。

	令和7年の条例改正	今回の条例改正
基準	<u>3歳児</u> の職員配置 18:1 → <u>15:1</u>	
経過措置	教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、 <u>当面の間</u> 、なお従前の例による	教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、 <u>令和9年度末までの間</u> 、なお従前の例による

◆改正条例の施行日

令和8年10月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 令和8年(2026年)5月12日(火)から6月2日(火)まで

2 あて先 民生局福祉こども部子育て支援課 施設支援係

3 提出方法

(1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。

(2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合) 学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)

利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・民生局福祉こども部子育て支援課(横須賀市役所はぐくみ館5階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 民生局福祉こども部子育て支援課

ウ ファクシミリ

046-827-0652

エ 電子メール

cfigi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。